平成２９年（フ）第１０号
京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台２丁目42番３号
破産者　若林　　隆
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１２６１号
千葉県袖ケ浦市代宿55番地23、開始決定時東京都北区田端１―29―９―405
破産者　石田　力三
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３０号
兵庫県三木市志染町青山２丁目11番地の５
破産者　ナミ企画こと　漣　　一夫
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７号
岡山県倉敷市船穂町船穂39番地８
破産者　川上日出夫
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
青森市はまなす１丁目８番５号　白鴎館Ｂ―203、開始決定時の住所青森市小柳３丁目４番11号　メゾンド303・101号
破産者　佐藤　光子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
岩手県奥州市水沢区西上野町11番26号
破産者　小野寺卓巳
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第６４号
秋田県横手市八幡字十二柳139番地　ルーラル静町柴田アパート203号室（破産手続開始決定時の住所　秋田県横手市朝倉町11番５号）
破産者　熊谷　浩美
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第３７号
秋田県仙北郡美郷町畑屋字街道東188番地16　塚住宅Ａ－２、前住所秋田県仙北郡美郷町六郷字大町28番地
破産者　田口　裕子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１０１号
山形県米沢市駅前３丁目６番30号　藤橋方
破産者　濱田　文子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第７２号
福島県伊達市伏黒字南屋敷41番地
破産者　冨田健一郎
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第７８１号
神奈川県大和市福田７丁目18番地９
破産者　荻堂　盛保
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２号
新潟県長岡市東蔵王２丁目５番１号
破産者　藤井　芳則
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
富山市堀川小泉町797番地１　北野ハイツ305号、破産手続開始決定時の住所富山市千代田町10番30号
破産者　老田銘木店こと　老田　彰義
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２６号
静岡県富士市天間988番地の４
破産者　白井　茂郎
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１２７号
静岡県富士市天間988番地の４
破産者　白井　美江
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４８０号
静岡県掛川市家代の里２丁目11番地の３ロイヤルガーデンＣ棟203
破産者　大石　敦也
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６号
京都府福知山市字前田1191番地の２
破産者　田村　修身
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係